

令和2年度 船橋市保育料表 (標準時間認定)

4~8月保育料：令和元年度市民税により算定

9~3月保育料：令和2年度市民税により算定

(単位：円)

階層	保護者の課税額 (世帯の合計額を基準にします)		第1子 ^{※2} (標準保育料)		第2子 ^{※3} (半額保育料)		第3子以降 ^{※4}	半額保育料の特例 ^{※6}					
	年齢 ^{※1}	年齢 ^{※1}	3歳未満児		3歳未満児		3歳未満児 3歳児 4歳以上児	1子	3歳未満児				
			ひとり親世帯等 ^{※5}	3歳以上児	ひとり親世帯等	3歳以上児							
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	無料	0	0	無料	無料	1子	3歳未満児		
B	市民税非課税世帯		0	0		0	0			2子	3歳未満児		
C1	市民税均等割のみ課税		7,800	3,770		3,900	0			この間(空欄の部分)は、通常の半額保育料を適用します			
C2	市民税所得割額	24,300	円未満	8,950		4,320	4,470				0		
C3	24,300	円以上	48,600	円未満		10,100	4,480				5,050	0	
D1-1	48,600	円以上	57,700	円未満		15,000	4,480				7,500	0	
D1-2	57,700	円以上	72,800	円未満		15,000	4,480				7,500	0	
D2-1	市民税課税世帯	72,800	円以上	77,101		円未満	20,100				6,000	10,050	0
D2-2		77,101	円以上	97,000		円未満	20,100				10,050	12,500	
D3		97,000	円以上	115,000		円未満	25,000				12,500	14,500	
D4		115,000	円以上	133,000		円未満	29,000				14,500	16,500	
D5		133,000	円以上	151,000		円未満	33,000				16,500	18,500	
D6		151,000	円以上	169,000	円未満	37,000	18,500	21,350					
D7		169,000	円以上	202,000	円未満	42,700	21,350	23,350					
D8		202,000	円以上	235,000	円未満	46,700	23,350	25,400					
D9		235,000	円以上	268,000	円未満	50,800	25,400	27,450					
D10		268,000	円以上	301,000	円未満	54,900	27,450	28,750					
D11		301,000	円以上	349,000	円未満	57,500	28,750	30,000					
D12		349,000	円以上		60,000	30,000							

※1 保育料の年齢は、令和2年4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)

※2 「第1子」の標準保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年長の子どものみが保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(以下、「保育園等」)を利用する場合、当該子どもに適用されます

※3 「第2子」の半額保育料は、同一世帯において、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(以下、「保育施設等」)を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目に年長の子どものみが保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます

※4 「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、保育施設等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降に年長の子どものみが保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます

- ※2~4について、ひとり親世帯等のうち市民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どものみから順にカウントします

※5 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯、準要保護世帯をいいます

※6 「半額保育料の特例」の保育料は、同一世帯において、保育園等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、最も年長の子どものみ(第1子)及び2番目に年長の子どものみ(第2子)が表中の年齢の組み合わせの場合に、当該第2子に適用されます

裏面も必ずお読みください

保育料の算定について

令和2年度の保育料は、お子様の年齢と、世帯（原則は父母）の市民税額から算定します。なお保育料決定は年2回実施し、4月はクラス年齢の切り替え、9月は対象課税年度の変更に伴う保育料階層の切り替えになります。

※ 祖父母等の税額から保育料を算定する場合

父母ともに該当年度の市民税が非課税（0円）であり、次のいずれかに該当する場合

- ① 父母合算の年収が180万円未満または直近3か月の収入が、月額15万円未満であり、かつ同居する祖父母等がいる場合
- ② 母（父）子家庭で、年収が120万円未満または直近3か月の収入が、月額10万円未満であり、かつ同居する祖父母等がいる場合

※ 保育料の算定上の税額について

保育料を算定する際の税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額となります。

※ 保育料の算定上のお子様の年齢について

保育料は、令和2年4月1日の前日の満年齢で算定し、年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません。

保育料の支払いについて

・・・保育所保育料についてのご案内です。
認定こども園、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の保育料については、各施設にお支払いください。

保育料については、入所月の初旬頃に利用者負担額決定通知書と保育料納付書をご自宅に送付します。

保育料の納付は、原則、口座振替でお願いしておりますので、指定の用紙を振替口座のある金融機関又は船橋市役所保育認定課、在籍している保育園（公立保育園に限る）に提出してください。

なお、手続きに1～2か月程度かかりますので、口座振替開始の通知が届くまでは、お手数ですが、納付書での納付をお願いします。

※ 通園しない又は月途中で退園した場合の保育料

その月の1日現在に入所していたのであれば、実際に通園した日数・時間にかかわらず保育料は1か月分がかかります。

※ 保育料が滞納となった場合

保育料の納付が確認できない場合は督促状・催告状を発行します。これらの通知は、原則、自宅への郵送や保育園での手渡しとなりますが、それでもなお滞納となっている場合は、勤務先などに調査を行った上で、地方税の滞納処分の例により給与・預貯金・不動産などの財産を差押えすることになります。

なお、催告を行う際に、職員がご自宅や勤務先に対して電話をかけたり、訪問することがあります。

また、保育料について滞納があった場合には、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されます。（令和2年中の割合は年8.9%）

※ 納期限 … 毎月末日（末日が土日・祝日にあたる時はその後直近の金融機関営業日）となります。なお、12月は他の月と異なり、12月25日（金）が納期限となりますので、ご注意ください。